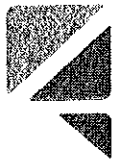


あなたの暮らしのそばにいる



名古屋税理士会

〒464-0841
名古屋市中種区覚王山通8丁目14番地

電話 052(752)7711(代表) FAX 052(752)5055
http://www.meizei.or.jp/

相続税増税前に対策を立てよう！

最近、雑誌や新聞などで相続に関する記事を頻繁に見にします。「もめる相続」「賢い対策と節税」「週刊T誌」など、あなたを襲う相続税(週刊T誌)など、

表紙に刷られた記事のタイトルを見ただけで煽られてしまいそうです。このような記事が特集で組まれた号は、よく売れるようです。

この背景には、相続税増税の流れがあります。第1に、平成22年度税制改正での「小規模宅地等の特例」の厳格化、第2に、社会保障と税の一体改革関連法案の一つである消費増税等増税法案に当初盛り込まれていた(民自公3党合意)により年末に再度話し合うこと、今回の法案からは削除されました。基礎控除の減額などの改正(案)です。これらの改正により、改正前は、相続税がかかる人は、100人のうち4人ほどだったものが、8人程度に増えるのではないかとわれています。

法改正で対象者拡大へ 納税資金の確保など急務

ない場合でも、相続人同士の争い、いわゆる「争族」になる恐れがあります。この場合もあらかじめ、そうならないよう対策を立てておいたほうがいいでしょう。

「小規模宅地等の特例」は、自宅、個人事業用の建物、経営する会社の社屋などが建っている土地は、一定の要件にかなえばその土地の課税価格が最大80%減額されるという特例です。気を付けなければならぬのは、特例の対象だったのに、知らなかつたばかりに対象からはずれることです。

例えば、同居している長男に事業を譲ったあと、長男が「争族」についてあらかじめ結婚して別に住居を構えた場合は、同居の段階では特例の対象だった土地が、別居後は特例の対象からはずれてしまつてしまいます。このように用途の土地は、相続財産の大きな部分を占める場合が多いでしよう。したがって、

個人事業を営む方も、会社に事業を譲った方も、相続税や

「争族」についてあらかじめ検討し、対策を立てなければ、事業や会社の存続に大きな影響を与えることになりません。日ごろから、税理士に相談し、対策を考えておく必要があるでしょう。

【税理士 堀尾博樹】

この特例が適用できるかどうかは、相続税がかかるかどうかの大きな分かれ道です。まだ改正されていませんが、基礎控除枠が縮小される方向にあることも念頭にに入れておかなければなりません。相続税は、課税財産の総額から基礎控除額を引いて計算します。現行では、基礎控除額は、5千万円+1千万円×相続人の数で計算されます。したがって、相続人が2人の場合には、基礎控除額は7千万円となり、これ以下の財産総額であれば、相続税はかかりません。現在改正が検討されている基礎控除額は、3千万円+600万円×相続人の数です。相続人2人の場合には基礎控除額は4200万円となり、前記の例でいけば、財産総額が7千万円の場合、2800万円が課税価格として浮かび上がってきます。

「争族」にならない戦略考えて